



**30歳未満の方は
「若年者納付猶予制度」を**

就職が困難あるいは失業などで収入が少なく、保険料の納付が困難な方は、役場の年金窓口に申請し、日本年金機構で承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

保険料免除制度と違い、「世帯主」の所得審査を必要としないため、審査基準が緩やかです。

若年者納付猶予の対象となる方

- ① 「申請者本人」と「申請者の配偶者」のそれぞれが前年所得などの定められた基準に該当することが要件となります。
- ② 失業、倒産、事業の廃止にあつたことが確認できる方。
- ③ 障害者又は寡婦であつて、前年の所得が125万円以下の方。

④ 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方。

納付猶予対象となる所得の目安

| 扶養人数 | 所得（収入） |
|--------------|--------------|
| 3人扶養（夫婦・子2人） | 162万円（251万円） |
| 1人扶養（夫婦のみ） | 92万円（151万円） |
| 扶養なし | 51万円（122万円） |

追納で増やせます！

保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間中は、定額の保険料を納めていないため老齢基礎年金を満額受けとることができません。そこで、保険料を追納して老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

「追納」で納められるのは10年以内です（例えば、平成24年7月分の保険料は平成34年7月までです）。保険料免除制度等が承認されてから3年度目以降の追納からは加算金がつきます。追納は原則一番古い期間から納めなければなりません。追納する際は、追納用の納付書が必要ですので、役場年金窓口又は旭川年金事務所に依頼してください。

月々400円付加年金で

年金を増やせます！

第1号被保険者及び任意加入被保険者の人は、月々の定額保険料に付加保険料（400円）をプラスして納めることで、65歳から受けとる老齢基礎年金の年金額に付加年金を上乗せして受けとることができます。

1か月でも1年でも自由に加入でき、やめることができます。また、受けとる付加年金額は、定額のため物価スライド（増額・減額）しません。手続きした月の分から納めることができます。納付期限までに納めてください。ただし、国民年金基金に加入している人、第3号被保険者の人は申し込みが

できません。詳しくは年金窓口にお問い合わせください。

付加年金納付額と受けとり額早見表

| 付加加入年数と保険料納付額 | 付加年金受取額（年額） | 2年間で受け取る付加年金額 |
|---------------|-------------|---------------|
| 1年 4,800円⇒ | 2,400円⇒ | 4,800円 |
| 10年 48,000円⇒ | 24,000円⇒ | 48,000円 |
| 20年 96,000円⇒ | 48,000円⇒ | 96,000円 |
| 30年 144,000円⇒ | 72,000円⇒ | 144,000円 |
| 40年 192,000円⇒ | 96,000円⇒ | 192,000円 |

**2年間で納めた保険料と同額になり
その後はお得です！**

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
（電話 34・2121内線413）
日本年金機構 旭川年金事務所
（電話 0166・72・5002）